

平成 26 年 7 月 23 日
一部改正 平成 28 年 6 月 30 日

アマチュア局の無線設備の保証に関する要領

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、昭和 36 年郵政省告示第 199 号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）第 4 項、昭和 51 年郵政省告示第 87 号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）第 1 項の表の 1 の項及び 4 の項並びに昭和 58 年郵政省告示第 532 号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件）の規定により、又は、無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 1 項の規定による経過措置を受けている無線設備について同令附則第 2 条に規定する新規則の条件に適合することの確認（以下「スプリアスの確認」という。）を行うため、空中線電力 200 ワット以下のアマチュア局に係る電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 3 章の技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していることの保証（以下「保証」という。）に関することを定めることを目的とする。

(保証の対象となる設備)

第 2 条 保証の対象となるアマチュア局の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 無線局の免許申請に係る空中線電力 200 ワット以下の無線設備
- (2) 空中線電力 200 ワット以下の送信機に取り替える場合又は空中線電力 200 ワット以下の送信機を増設する場合に係る送信機
- (3) 電波の型式若しくは空中線電力の指定の変更又は周波数の指定の変更（水晶片を撤去する場合を除く。）を伴う変更の工事をする空中線電力 20 ワットを超え 200 ワット以下の送信機
- (4) 無線設備の設置場所の変更に係る空中線電力 200 ワット以下の無線設備
- (5) スプリアスの確認に係る空中線電力 200 ワット以下の送信機

第 2 章 保証の業務を行おうとする者の手続

(書類の提出)

第 3 条 保証の業務を行おうとする者は、保証の業務を開始しようとする 1 ヶ月前までに次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人又は団体の場合は、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地。以下第 4 条第 1 号及び第 8 条第 2 項第 1 号において同じ。）
- (2) 法人又は団体の場合は代表者名

- (3) 保証の業務を行おうとする事務所の所在地及び電話番号
- (4) 保証の業務を開始しようとする日

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の謄本及び登記事項証明書（保証の業務を行おうとする者が個人である場合は、過去2年間の経歴を記載した書面）
- (2) 役員の氏名及び過去2年間の経歴を記載した書類（保証の業務を行おうとする者が個人の場合を除く）
- (3) アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるものでないことを証する書類（保証の業務を行おうとする者が個人の場合を除く）
- (4) 組織に関する事項を記載した書類（保証の業務を行おうとする者が個人の場合を除く）
- (5) 保証の業務に従事する者が電波法第38の8第2項に規定する証明員又は次のいずれにも適合するものであることを証する書類
 - ア 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士のいずれかの資格を有すること
 - イ アマチュア局を継続して5年以上開設した経験を有すること
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は電波法に規定する罪を犯して刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること
- (6) 保証の業務を行おうとする者が法人又は団体の場合は、当該法人又は団体の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又は電波法に規定する罪を犯して刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過したことを証する書類
- (7) 保証した無線設備を使用するアマチュア局が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えた場合等、保証の業務を実施する上で当該アマチュア局に対して必要な調査及び指導を行う指導員（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士のいずれかの資格を有する者であつて、現にアマチュア局を開設している者に限る。）を総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域ごとに2名以上有することを証する書類
- (8) 保証の業務を実施する場合に使用する測定器及びその他の機器（電力計、周波数計、スペクトル分析器、疑似音声発生器及び低周波発振器であつて、年1回以上の較正を受けたもの）を有していることを証する書類（測定器等を借入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し）

- (9) 保証の業務を実施するための方法書
- (10) その他参考となる書類

(公示)

第4条 総務大臣は、保証の業務を行おうとする者から前条の規定に掲げる書類が提出された場合は、次の各号を公示する。

- (1) 保証の業務を行う者の氏名及び住所
- (2) 保証の業務を行う事務所の所在地及び電話番号
- (3) 保証の業務の開始の日

第3章 保証の業務を行う者の手続

(業務の開始)

第5条 前条の規定により公示された保証の業務を行う者は、公示された保証の業務の開始の日をもって業務を開始するものとする。

(変更の通知)

第6条 保証の業務を行う者は、第3条の規定に基づき提出した書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに総務大臣に通知するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により通知があった場合において、第4条第1号及び第2号に掲げる事項に変更が生じた場合は、その変更した事項を公示する。

(報告)

第7条 保証の業務を行う者は、事業年度毎に、保証の業務の実施状況を総務大臣に報告するものとする。

2 保証の業務を行う者は、総務大臣から保証の業務について報告を求められたときは速やかに報告するものとする。

(業務の終了)

第8条 保証の業務を行う者は、その業務を終了しようとするときは、少なくとも保証の業務を終了する日の3ヶ月前までに総務大臣にその旨通知するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により通知があった場合は、次の各号を公示する。

- (1) 保証の業務を終了しようとする者の氏名及び住所
- (2) 保証の業務の終了の日

第4章 保証の実施等

(保証の審査)

第9条 保証の業務を行う者は、保証を受けようとする者（以下、「出願者」という。）から求めがあった場合は、次に掲げる書類を提出させ、遅滞なくその記載内容について、別表第1号に掲げるところにより審査を行うものとする。

- (1) 次に掲げる事項（スプリアスの確認に係る保証の場合は、イからエまでについて省

略することができる。)を記載した無線設備の保証願書

- ア 保証を受けようとする無線設備の工事設計に関する事項
- イ 無線局の安全施設に関する事項
- ウ 無線設備の保守管理に関する事項
- エ 技術基準の維持等に関して遵守すべき事項
- オ その他必要とする事項

(2) 電波法第6条若しくは第17条に基づく申請又はスプリアスの確認を行うために必要な以下の書類(以下「申請書類」という。)

- ア 無線局免許申請書、変更申請(届)書又は別表第2号に規定するスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書(アマチュア局の保証用)
- イ 無線局事項書及び工事設計書(スプリアスの確認に係る保証の場合は、省略することができる。)

2 保証の業務を行う者は、出願者が行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請等(以下「電子申請」という。)を行う場合、前項の保証願書に記載すべき事項を保証の業務を行う者が定める適宜の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録。以下同じ。)により、また、前項の申請書類に代えて総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第1項の規定に基づき電子申請を行うときに必要な行政機関等が定める行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項及び同条第3項に定める当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項に係る電磁的記録を保証の業務を行う者が定める適宜の方法により提出させるものとする。

3 保証の業務を行う者は、必要があると認めるときは、出願者に説明又は追加の資料の提出を求めることができる。

(保証書の発行等)

第10条 保証の業務を行う者は、前条第1項の規定により審査した結果、保証することが適当と認めるときは、申請書類に保証の事実を証する書類(以下「保証書」という。)を添付して、所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に送付するものとする。ただし、前条第2項による場合は、保証書及び電子申請の電磁的記録の内容を記載した書面を送付するものとする。

2 保証の業務を行う者は、前項の手続を行ったときは、その旨(スプリアスの確認に係る保証の場合にあつては、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に送付した日付の情報を含む。)を文書等適宜の方法により出願者に通知するものとする。ただし、前条第2項による場合は、保証書に記載すべき事項に係る電磁的記録を保証の業務を行う者が定

める適宜の方法により、次の項目を付記して保証を受けようとする者に通知するものとする。

- (1) 保証書に記載すべき事項に係る電磁的記録を申請書類に添付して、所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に電子申請すること。
 - (2) 書面による申請に変更する場合は、保証書に記載すべき事項に係る電磁的記録の内容を印刷した書面を申請書類に添付して、所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に提出すること。
- 3 保証の業務を行う者は、前項の通知を行う際にあわせて次に掲げる事項について調査報告を求めるものとする。

- (1) 放送の受信障害等に関する事項
 - (2) その他技術基準の維持に関して必要な事項
- (保証の拒否)

第 11 条 保証の業務を行う者は、第 9 条第 1 項により審査を行った結果、保証を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって出願者に通知し、保証願書及び申請書類を返戻するものとする。

(調査及び指導)

第 12 条 保証の業務を行う者は、次に掲げる場合には、指導員による調査（実地調査を含む。）及び指導を行い、必要な措置が講じられているか確認するものとする。

- (1) 第 10 条第 3 項の報告がないとき(空中線電力 50 ワット以下の移動する局を除く。)
- (2) 保証を行った無線設備により、他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えているとき
- (3) 報告の内容が技術基準に照らして適当でないと認められるとき
- (4) その他保証の業務の遂行上特に必要と認めるとき

2 保証の業務を行う者は、前項による調査及び指導を行った結果、第 10 条第 2 項の通知を受けた者が電波法第 6 条又は第 17 条に基づく申請をしていないことが判明した場合は、その旨を所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に適宜の方法で通知するものとする。

(業務書類の保存)

第 13 条 保証の業務を行う者は、保証願書その他業務の遂行に必要な書類を 1 年間保存するものとする。

附 則

1 この要領は平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際現に保証の業務を行っている者については、この要領施行の日から起算して 6 月を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

3 アマチュア局の保証手続要領（総基移第8号（平成13年2月5日））は廃止する。

附 則

この要領は平成28年6月30日から施行する。

別表第1号 保証に係る審査項目（第9条第1項関係）

1 送信機の発射可能な電波の型式、周波数及び空中線電力は、次の表の範囲内のものであって、希望する周波数の範囲、電波の型式及び空中線電力の範囲に含まれており、かつ、保証を受けようとする者（社団の場合は社団の構成員とする。）の無線従事者資格により操作することのできる範囲内のものであること。

周波数の範囲	電波の型式	空中線電力
135.7kHz から 137.8kHz まで	A1A、F1B、F1D、G1B、G1D	200W 以下（注1）
1,810kHz から 1,825kHz まで 1,907.5kHz から 1,912.5kHz まで	同上	同上
3,500kHz から 3,575kHz まで 3,599kHz から 3,612kHz まで 3,680kHz から 3,687kHz まで	すべての電波の型式	同上
3,702kHz から 3,716kHz まで 3,745kHz から 3,770kHz まで 3,791kHz から 3,805kHz まで	すべての電波の型式（注2）	同上
4,630kHz（注3）	A1A	同上
7,000kHz から 7,200kHz まで	すべての電波の型式	同上
10,100kHz から 10,150kHz まで	A1A、F1B、F1D、G1B、G1D	同上
14,000kHz から 14,350kHz まで	すべての電波の型式	同上
18,068kHz から 18,168kHz まで	同上	同上
21,000kHz から 21,450kHz まで	同上	同上
24,890kHz から 24,990kHz まで	同上	同上
28MHz から 29.7MHz まで	同上	同上
50MHz から 54MHz まで	同上	同上
144MHz から 146MHz まで	同上	50W 以下
430MHz から 440MHz まで	同上	同上
1,260MHz から 1,300MHz まで	同上	10W 以下
2,400MHz から 2,450MHz まで	同上	2W 以下
5,650MHz から 5,850MHz まで	同上	同上
10.00GHz から 10.25GHz まで	同上	同上
10.45GHz から 10.50GHz まで	同上	同上
24.00GHz から 24.05GHz まで	同上	同上
47.00GHz から 47.20GHz まで	同上	0.2W 以下
77.5GHz から 78.0GHz まで	同上	同上
134GHz から 136GHz まで	同上	同上

注1 移動する局の場合は、50W 以下であること。

注2 F1B、F1D、G1B 及び G1D を除く。

注3 この周波数を希望する場合は、同時に 29.7MHz 以下の周波数において、電波の型式 A1A を希望している場合に限る。この場合において、希望する周波数に係る空中線電力は、希望している 29.7MHz 以下の周波数（A1A 電波のものに限る。）に係る空中線電力以下であること。

2 送信機は、次の条件に適合していること。

- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲内であること。
- (2) 発射可能な電波の型式及び周波数は、送信機の製造等の関係から出願者の無線従事者資格の操作範囲外の周波数の除去が構造上きわめて困難であると認められる場合に、当該周波数の除去のための改造をしないことができる。
- (3) 発射可能な電波の型式の占有周波数帯幅は、平成 21 年総務省告示第 125 号（無線設備規則別表第 2 号第 54 の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）において定める許容値内であること。ただし、伝送の方式、変調の方式及び目的等、周波数帯幅の占有についてその必要性と妥当性が合理的に説明された場合に限り、この許容値を超えることができるものとするが、無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 258 条の 2 の規定による総務省告示においてその伝送の方式等について運用することが認められている周波数の範囲を超えないものであること。
- (4) スプリアス発射の強度は、無線設備規則第 7 条に定められた許容値以下であること。スプリアス発射の強度が明らかでない場合は、同条に定められた許容値以下に抑圧できる高低調波除去のフィルタが終段管（終段部の真空管（半導体を含む。）をいう。以下同じ。）の励振入力及び出力回路に挿入されていること。
- (5) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法（電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 4 条の 4）との関連、終段管の使用条件、出力規格、出力特性及び空中線電力の換算比（無線設備規則別表第 4 号）等からみて、送信機系統図に明示された出力端子における値として適正なものであって、希望する空中線電力以下の値であること。
- (6) 終段管の名称及び個数並びに終段陽極（これに相当するものを含む。）の電圧は、定格出力に対応して適正であり、かつ、出力規格等からみて、十分安定に使用できるものであること。
- (7) 安定的に動作することができるものであること。
- (8) 送信機の各段の周波数の通倍数、変調系統、緩衝増幅器、フィルタの挿入箇所及び発振周波数から発射する電波の型式及び周波数の範囲からみて適正であること。
- (9) 付属装置を付設している場合は、希望する周波数帯、空中線電力及び電波の型式は、

第1項のとおりであって、かつ、発射可能な電波の型式の占有周波数帯幅は、平成21年総務省告示第125号の表のとおりであること。

- (10) アナログ信号をデジタル化して伝送する方式の場合、同一周波数帯における一の変調方式において、符号化方式及び通信プロトコル等を2以上選択する機能並びに一の符号化方式及び一の通信プロトコル等であってもデジタル符号パターンを複数生成させる機能を有しないものであること。
 - (11) デジタル信号の通信方式のための変調方式、符号化方式及び通信プロトコルは、ITU-Tの勧告文書等で公知されているもの及び一般的に入手可能な文書等によって容易に知ることができるものであること。
- 3 移動しない局の発射する電波の強度に対する安全施設、送信機の高圧電気に対する安全装置及び空中線の保安施設は、電波法施行規則第21条の3から第26条までの規定に適合すること。

別表第2号 スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）（第9条第1項第2号関係）

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）

平成 年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

免許人名 〇〇 〇〇

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号		識別信号（呼出符号）						
① 保証対象	装置の区別	② 技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	③ 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管		定格出力 (W)	備考
					名称個数	電圧		
<input type="checkbox"/>	第1送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第2送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第3送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第4送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第5送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第6送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第7送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第8送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第9送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第10送信機					V		

注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。

注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。

注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。

注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。